

鹿児島市交通局バス板金塗装等業務仕様書

1 業務場所

バス整備工場 鹿児島市新栄町20番12号

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 作業内容

(1) 車体板金・溶接・塗装作業等

- ・定期修理、臨時修理及び接触車両の修理並びに塗装
- ・車体及び部分品等の板金、溶接、切断作業全般
- ・乗降扉、点検扉及び車体付属品の補修・製作並びに車体部分洗浄
- ・塗装ブース排気フィルターの半年ごとの清掃及び局所排気装置の年1回の自主点検実施

(2) バス用戸閉機械（ドアエンジン）作業

- ・前、中扉用ドアエンジンのオーバーホール及び電磁弁を含む修理
- ・施設機材器具の補修・製作及び塗装

(3) その他、艀装修理

- ・定期、臨時修理車の床板部分張替及び床上張り等補修

(4) 上記（1）から（3）に付随する業務

- ・修理見込件数はおおむね次のとおりとする。

修理内容	見込件数
カーテン修理・清掃	35
シート張替	52
ドアエンジン取替	44
ドア修理	35
板金修理（全面）	3
板金修理（部分）	26
その他溶接修理	26

4 作業日時

(1) 作業は、発注者の指示により行うものとする。

(2) 作業日は、平日のみとする。ただし、休日ならびに8月14日、12月29日から1月3日までを除く。

(3) 作業時間は、8時15分から17時00分までとする。

ただし、緊急やむを得ない事情により発注者から作業時間の延長の指示があった場合には、これに応じること。

5 有資格者の保持

(1) ガス溶接技能講習又はアーク溶接技能講習（ガス溶接作業主任者を含む）を終了した者を常時1名以上雇用していること。

(2) 特定化学物質作業主任者を常時1名以上雇用していること。

(3) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を常時1名以上雇用していること。

- 6 受注者は、この仕様書に記載された事項を作業員に周知徹底させること。
- 7 この作業に要する施設・設備・機械器具等については、発注者が貸与するものとし、受注者は使用にあたっての取扱いに十分注意し保守管理に努めるとともに、安全かつ確実な方法で本業務が遂行されるようにすること。
- 8 受注者は、本業務を処理するにあたって、次に掲げる事項について留意することとし、係員から指示を受けたときは、速やかに是正をし、必要な措置を講じること。
 - (1) 作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。
 - (2) 出勤表を作成して1月ごとに発注者に提出すること。
 - (3) 作業員が出勤したときは、自ら出勤表に押印させ、出退勤を係員に報告させるものとする。作業完了時は作業日報を作成のうえ、係員に提出すること。また作業員の休暇、遅刻、早退の場合は、交代の作業員を遅滞なく配置すること。
 - (4) 作業員に対しては、常に服装を正し且つ、作業に必要な装備をさせ、作業を安全かつ確実に行わせること。
 - (5) 常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように指導を行い、作業員に徹底させること。
 - (6) 作業中に施設設備機械器具等を破損したとき、又は破損箇所を発見したときは、発注者に速やかに届けること。
 - (7) 作業員は、作業のため車両の移動を行う必要がある場合は連絡すること。
 - (8) 作業員等が通勤等に使用する自動車による駐車場の使用は禁止とする。
- 9 受注者は、契約締結後、速やかに作業員名簿（氏名・作業経験年数・採用年月日及び保持する資格名等を記載）を発注者に提出するものとし、作業員に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。
- 10 作業のため必要な資材及び部品等は、発注者の負担とする。
- 11 労働環境の確認に関する特記事項
 - (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。
 - (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
 - (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。